

# ○香川県警察官に対する私服用の被服の支給に関する訓令

平成14年 9月30日  
警察本部訓令第22号

改正 令和元年6月13日本部訓令第4号、令和3年3月30日本部訓令第5号

香川県警察官に対する私服用の被服の支給に関する訓令を次のように定める。

香川県警察官に対する私服用の被服の支給に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例(昭和29年香川県条例第28号。以下「条例」という。)第2条第4項及び第5項の規定に基づき、香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)の定める被服の支給について必要な事項を定めるものとする。

(私服勤務者)

第2条 条例第2条第4項に規定する職務の性質上私服を着用して勤務すること(以下「私服勤務」という。)を命ぜられた者(以下「私服勤務者」という。)とは、次に掲げる警察官をいう。

- (1) 生活安全、刑事又は警備の部門に属し、職務を遂行するために私服勤務を必要とすると所属の長が認めた者
- (2) 前号に掲げる者のほか、勤務の性質により私服を着用することが適当であると所属の長が認めた者

(私服用の被服)

第3条 条例第2条第4項に規定する警察本部長の定める被服は、冬帽子、合帽子、夏帽子、冬服、合服、夏服、防寒服、雨衣、冬ワイシャツ、合ワイシャツ及びベルト(以下「制服等」という。)に代わる職務を遂行するために必要な被服(以下「私服用の被服」という。)とする。

(使用期間)

第4条 私服用の被服の使用期間は、12月とする。ただし、警察本部長が特に必要があると認めるときは、その使用期間を伸縮することができる。

- 2 私服用の被服の使用期間は、私服勤務の延べ期間をもって計算するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、私服勤務者が私服用の被服を支給されることなく私服勤務を行った期間は、制服等の使用期間に算入するものとする。

(休職等の取扱い)

第5条 私服勤務者が休職、停職又は長期にわたる欠勤(公務傷病を除く。以下「休職等」という。)となった場合において、月の1日から末日までの期間勤務しなかったときは、

休職等に係る当該月の月数については、私服用の被服の使用期間に算入しないものとする。

(私服勤務者の異動報告等)

第6条 所属の長は、私服勤務者が制服勤務を命ぜられたとき、若しくは制服勤務者が私服勤務を命ぜられたとき、又は私服勤務者が休職等となったときは、速やかに別記様式の私服勤務者異動報告書により香川県警察本部警務部人事課長を經由して警務部長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

(被服代料の支給に関する訓令の廃止)

2 被服代料の支給に関する訓令(昭和38年香川県警察本部訓令第3号)は、廃止する。

(香川県警察の事務の決裁に関する訓令の一部改正)

3 香川県警察の事務の決裁に関する訓令(平成13年香川県警察本部訓令第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2の112の項中

「

112 香川県警察 被服、装備品の 支給及び貸与に 関する条例(昭和29年香川県条例第28号)	第2条 第1項	支給被服の員数の増減及び使用期間の伸縮	○																会計	を

」

「

112 香川県警察 官に対する被服 の支給等及び装 備品の貸与に関 する条例(昭和29年香川県条例第28号)	第2条 第1項	支給被服の員数の増減及び使用期間の伸縮	○																会計	
	第2条 第4項	支給する被服の定め	○																会計	に
	第2条 第5項	支給品の使用期間の計算等の定め	○																会計	

」

改める。

附 則 (令和元年6月13日本部訓令第4号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（別記様式 省略）

